農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

岡山県笠岡市 令和6年1月

1	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農
	山漁村の活性化に関する方針1
2	再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域1
3	2の区域において整備しようとする再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模2
4	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な
	利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項2
5	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する
	取組に関する事項2
6	自然環境の保全と調査その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促
	進に際し配慮すべき重要事項2
7	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村
	の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価3
8	再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネル
	ギー発電設備の撤去及び原状回復3
9	農林地所有権移転等促進事業に関する事項3
	その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に
	関する事項4
別	紙 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域 5

# 1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市は岡山県の南西部に位置し、東は浅口市、浅口郡里庄町、北は井原市、小田郡矢掛町、西は広島県福山市に隣接している。南は瀬戸内海に面し、総面積 136.07 km, 東西 13.6 km, 南北 33.6 kmの広がりがある。

本市は、山が多く、少ない平坦地と干拓地や埋立地に主要な市街地が形成されており、 海上部には大小30有余の島々が点在している。気候は温暖少雨の典型的な瀬戸内式気候 で、河川の水量が少ないことから、ため池が多いことも特徴である。

本市の農業は、水稲を中心に麦、豆類、畜産(酪農・肉用牛・養鶏)、果樹(いちじく、 ぶどう等)、野菜、花きなど多種多様な農産物が生産されているが、笠岡湾干拓地を除く 地域においては不整形で狭小な農地での零細な経営が大部分を占めている。さらに、農産物価格の低迷や農業従事者の高齢化、担い手や後継者不足等により、耕作地や農業生産額が減少傾向にあることから、担い手の確保や育成が求められている。

一方で、笠岡湾干拓地では、日本の農業干拓地の中で2番目の規模という広大さを活かした土地利用型農業を中心に、大型農業機械を使った効率的かつ生産性に優れた農業が展開されており、農業生産額も右肩上がりとなっている。畜産業(酪農・肉用牛)においても、経営の安定化を目的とした規模拡大に伴う飼養頭数の増加が著しく、県内1位の規模を誇るまでに成長を遂げている。

併せて、笠岡湾干拓地においては、家畜排せつ物を堆肥化し、飼料用作物を中心とした農産物の栽培に活用する循環型農業の実現に向けた取組を既に行っているが、生産規模の拡大に伴う環境問題(臭気・水質等)や家畜排せつ物処理への対応は、農業の安定的発展を図る上でも、大きな課題となっている。

こうした状況の中、本市では第3次笠岡市環境基本計画(令和5年3月策定)により、「自然豊かで安心して暮らせるまち"かさおか"」を望ましい環境像と定め、環境負荷の低減に向けた取組を推進していることから、農業分野においても、環境負荷低減に資する動きが求められている。

これらを踏まえ、本市においては家畜排せつ物の再生可能エネルギー源としての価値 に着目するとともに、環境負荷低減に向けた新たなる取組として、バイオマス資源の利 活用を推進するものとする。

### 2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

区域の所在 ※位置図は別紙を参照	地目		面積	
	登記 簿	現況	画慎 (m³)	備考
笠岡市カブト中央町 182番 笠岡市カブト中央町 184番(一部)	畑	宅地	9, 976 m <sup>*</sup>	バイオマス発電施設

#### 3 2の区域において整備しようとする再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

発電設備の種類	発電設備の規模	備考
バイオマス発電	1,427kw	バイオマスの種類:家畜排せつ物 発電方式:メタンガス発酵型

## 4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な 利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

農林地の農林業上の効率的かつ	農林地の農林業上の効率的かつ
総合的な利用の確保を図る区域	総合的な利用の確保に関する事項
該当なし	該当なし

## 5 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する 取組に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する 農林漁業の健全な発展に資する取組みの内容	備考
発電事業者は、地域の活力向上及び持続的発展に結び	
つく取組を地域住民や行政と協議し実施する。	_

# 6 自然環境の保全と調査その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

#### (1) 自然環境の保全との調和

地域の植生,野生動物の生態,水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから,第3次笠岡市環境基本計画(令和5年3月策定)に基づき,自然改変を最小限に留めるとともに,必要に応じた影響の調査・検討等により,自然環境の保全に十分な配慮を行う。

また、笠岡湾干拓地内の健全な畜産環境を維持するために、自主的かつ積極的な環境保全に関する取組を行う。

## (2) 景観の保全, 歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で,地域固有の個性ある美しい景観が作られていることから,これらの景観が損なわれることのないよう,適切な配慮を行う。

7 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

### (1)目標

地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う再生可能エネルギー発電設備として、バイオガス発電施設(1,427kw)の導入を行う。

- (2)目標の達成状況についての評価
  - (1)の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況(設備整備の進捗状況、稼働状況)を調査し、認定設備整備計画の進捗確認を行う。
- 8 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネル ギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了する際は発電事業者がただちに発電設備の撤去及び土地の原状回復する義務を負い、撤去及び原状回復に係る費用については全額負担とする。

- 9 農林地所有権移転等促進事業に関する事項
  - (1)農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針 該当なし
  - (2)移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法該当なし
  - (3)権利の存続期間,権利の残存期間,地代又は借賃の算定基準等
    - ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続 期間に関する基準

該当なし

② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準

該当なし

- ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における 地代又は借賃の算定基準及び支払の方法 該当なし
- (4)農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に

係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る 法律関係に関する事項

- ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用 地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 該当なし
- ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項 該当なし

# 10 その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

### (1)ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、本市ホームページや広報等により広く周知する。

## (2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が本基本計画に適合するものであることに加え、次に掲げる内容を確認すること。

- ① 必要な資金の確保が見込まれること
- ② 設備整備計画が実施される見込みが確実であること
- ③ 撤去時の契約について

### (3)区域外の関係者との連携

本市,発電事業者等の関係者は,本市の区域外の関係者とも相互連携し,優良事例等の情報共有を行いつつ,農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。

別紙 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

